

目黒区猫の適正飼養ガイドライン

目黒区 ネコの飼育ルール

目黒区保健所生活衛生課

【目次】

はじめに.....	1
猫の分類.....	2
飼 い 猫 編.....	4
目黒区では、猫をこのように飼うのが飼い主のルールです。.....	4
ホームレス猫(地域猫)編.....	6
目黒区で地域猫活動を行う場合は、このようにするのがルールです。.....	8
猫の健康管理.....	9
猫の飼い方 方程式.....	10
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抜粋).....	11

<1>

はじめに

動物たちは人々に安らぎや楽しさをたくさん与えてくれます。多くの人が動物を飼育していますが、住宅が密集している地域では周囲に配慮した飼育をしていかなければ、トラブルの原因となってしまいます。

目黒区内でも、一部の非常識な飼い主のために動物にかかわるトラブルが多発しています。人を和ませてくれるはずの動物が、逆に近隣同士の争いの種となり、立場の弱い動物はその陰で犠牲となってしまふ...。あなたはごどう思いますか？

このルールについて

目黒区内の動物にかかわる問題を解決し、動物が好きな人も嫌いな人も、動物たちも上手に共存できるまち「目黒区」を実現するための第一歩として、既に様々な問題が顕在化している猫の飼い方について「目黒区ネコの飼育ルール」を制定しました。

このルールの中では、猫を「飼い主がいる猫」と「飼い主がいない猫」に大きく分けていますが、どちらも「猫にかかわる人(飼い主、地域猫ボランティア等)」に対するルールです。このルールを遵守していくことで、猫によるトラブルや不幸な猫たちを減らしていくことができるのではないのでしょうか。

このルールは、ノラ猫の処分を目的として制定したものではありません。人と動物との共存を目指して制定したものです。

もう一度、自分の動物の飼育方法について考えてみましょう。人と動物のもっと良い関係が見えてくるはずですよ。

猫について、どんな問題が目黒区で起きているか？

庭や店先に猫が入り込んで毎日ふん尿をしていく。悪臭で耐えられない。

窓を開けておくと、猫が入り込んでふん尿で汚された。壁を爪で傷つけられた。

車のボンネットや屋根に乗られ、爪で傷つけられた。

大切な花壇が掘り返されたり、植木鉢がひっくり返された。

飼い主が引っ越してしまい、飼われていた猫が置き去りにされた。

玄関の前に仔猫が捨てられていた。

道路で猫がひかれていく。

このようなトラブルが頻発しています。

しかしながら、よく考えてみると猫たちは悪意を持ってふん尿をしていくわけではありません。また、捨て猫や事故に遭う猫はむしろ被害者でしょう。

言うまでもなく、トラブルの原因となっている猫は「自由に」屋外で行動している猫ですよ。

では、屋外にいる猫は全て飼い主のいない「ノラ猫」なのではないのでしょうか？

<2>

猫の分類

トラブルの原因となる猫は、屋外で自由に行動している猫です。必ずしも飼い主のいないノラ猫だけではありません。

目黒区内でも、トラブルの原因はノラ猫ではなく飼い主がいる猫である地域もあります。

このルールでは、猫を「飼い主」で分類しました。

1 飼い猫

特定の飼い主がいる猫

(1) 内 猫

室内でのみ飼育されている猫。当然ながら、近隣に直接ふん尿などの被害を与えることはない。

屋外に出る場合は、飼い主が同伴し、ふん尿等の始末を行っている。

(2) 外 猫

ア 出入り自由猫

飼い主は、屋内等でエサは与えるが、それ以外は自由に外を歩き回らせ放任している。

自分の猫が、他人の敷地等でふん尿をし迷惑をかけることも、事故に遭う危険に対しても飼い主は無関心である。

不妊・去勢手術をしていない場合もあり、ノラ猫を増やす源となっている可能性がある。

イ 庭 猫

飼い主の家の敷地内で飼われている猫。

ただし、適切な不妊・去勢手術を行っていない場合、庭が過密状態になり、あふれてしまった猫の「出入り自由猫化」やノラ猫を増やす源となってしまうことがある。

2 ホームレス猫

特定の飼い主がなく、屋外で生活する猫。

(1) ノラ 猫

自力で生活している。ゴミを漁ったりして生き延びている。

ふん尿や鳴き声が原因で、地域住民から嫌われている場合が多い。栄養状態が悪く、病気やケガの治療など健康管理がされていないので比較的短命である。

不妊・去勢手術を受けていない場合が多く、第二の不幸な猫を生み出す源ともなっている。

都会に於いては、「野生の猫」はいないので、全ては無責任な飼い主による「捨て猫」に端を発している。

(2) 地 域 猫

ボランティアや地域住民が、ルールに基づき地域の了解を得て世話をし管理できている猫。

<3>

地域猫は、原則として不妊・去勢手術を受けているので、これ以上増えることはない。数年後にはその地域のホームレス猫は減っていく。

また、ボランティア等が十分なエサを与えているため、ゴミを漁ることはあまりない。

この猫の定義や活動については、後述する。

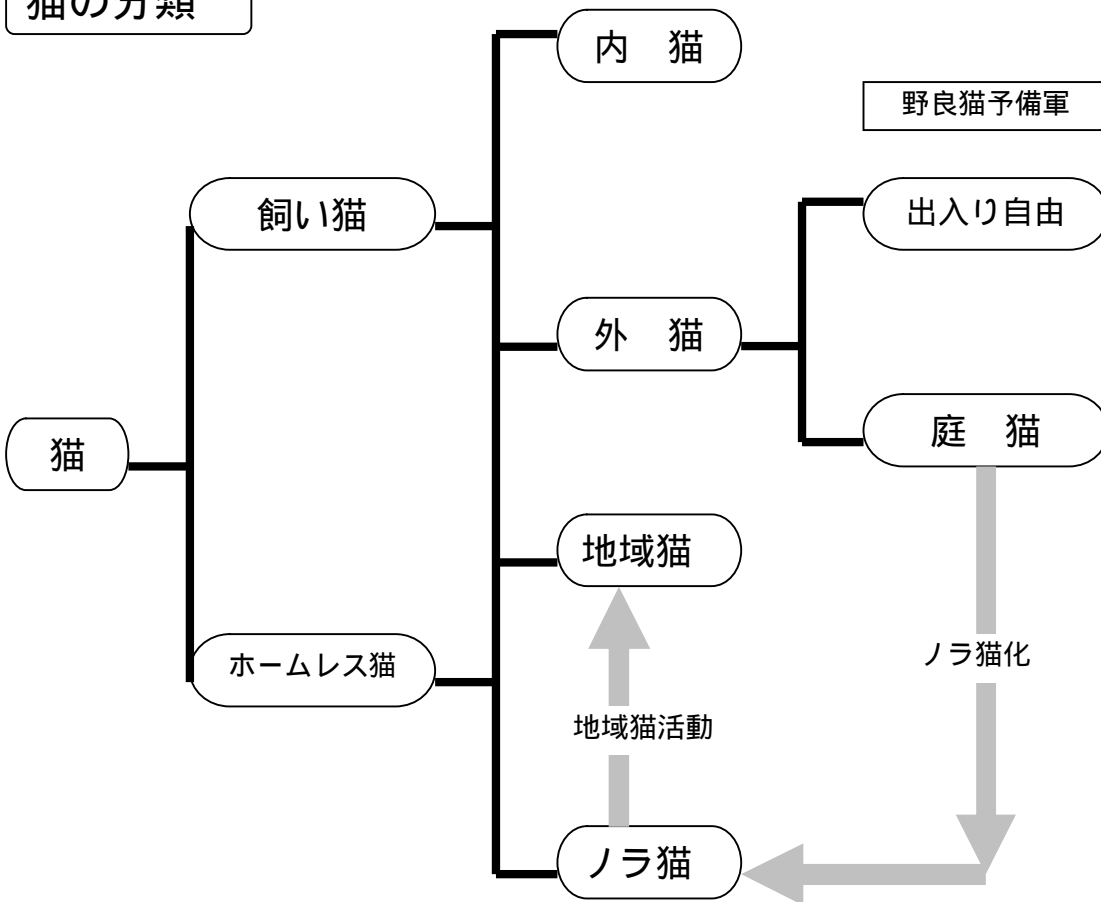
あなたが飼っている猫は、どれにあたりますか？

もし、「外猫」であれば、あなたの知らない所で周囲の人に迷惑を掛けているかも知れません。

また、ノラ猫は迷惑をかける「悪い猫」と、一言で片付けられるものでもありません。

好きでノラ猫になったのではないし、ルーツは飼い猫なのですから…。

猫の分類



飼い猫編

目黒区では、猫をこのように飼うのが飼い主のルールです。

猫のトラブルや被害は、屋外を自由に行動することに原因があると言えます。

自分の飼い猫を屋外に放つことは、近隣の迷惑を考えない、自分本位の身勝手な行為と言わざるを得ません。

また、猫を終生飼育しないで途中で捨てることも、近隣とのトラブルを増加させるだけでなく、

人々から嫌われエサもろくにももらえない不幸な猫を生み出すこととなります。

もう一度、自分のマナーを見直してみましょう。もしかしたら、あなたとあなたの猫は近所の嫌われ者になっていませんか？

1 動物が苦手、嫌いであっても近寄れない人がいることを認識しましょう。

あなたの近所にも猫の嫌いな人はいます。嫌いであっても、アレルギー等で動物に近寄れない、触れられない人もいます。

都会では、お隣同士が密接しています。ご近所への配慮やコミュニケーションを怠らないようにしましょう。

2 飼い主は、猫の本能、習性、行動などを正しく理解し学びましょう。

飼い主が、その動物の習性等を勉強するのは当然の義務と言えます。

猫にとってごく当たり前の自然な行動が、あなたの住む地域では迷惑な行為になっているかも知れません。

3 猫は屋内飼育が基準です。

都会では、様々な価値観の人々が密接して暮らしています。飼い主にどのような理由があるにせよ、猫を屋外に放すべきではありません。

また、病気に感染したり事故に遭ったりするなど、猫自身にも良いことはありません。

都会では、猫の屋内飼育はもはや常識と言ってもよいでしょう。

猫は、屋内飼育しても問題のない動物です。環境省の「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」でも、猫の屋内飼育を指導しています。

正しい知識を学び工夫すれば、屋内飼育は可能です。

4 自分の飼い猫には識別ができるよう工夫をしましょう。

万一屋内から逃げ出してしまったとき、あなたの大切な猫がすぐに発見されるのにきっと役に立ちます。首輪等は安全なものを選びましょう。また、マイクロチップ等もあるので、動物病院に相談するのもよいでしょう。

<5>

5 必ず不妊・去勢手術を行いましょう。

猫はとても繁殖力のある動物です。自宅で繁殖させる計画でもない限り、必ず不妊・去勢手術を行いましょう。

6 終生飼育は基本中の基本です。飼う前に、10年先を考えましょう。

きちんと飼えば、猫は10年は生きて、「10年後も飼いつけていられるか？」10年後の猫と10年後のあなたのことを考えてから飼いましょう。

動物を捨てることは、「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されています。終生飼育は飼い主の責務です。

7 困ったことがあれば、動物病院(獣医師)に相談してみましょう。

動物病院(獣医師)はあなたのよきパートナーです。健康面はもちろんですが、飼い方についてもわからないことがあったら相談してみましょう。

<6>

ホームレス猫(地域猫)編

「地域猫」という考え方

無責任な飼い主に捨てられてしまった猫に端を発するノラ猫は、十分なエサや健康等の管理を受けていません。

このため、ゴミ漁りやふん尿の被害等で多くの地域で問題を起こしています。

また、不妊・去勢手術を施されていない場合が多く、放っておくと驚くほど繁殖します。被害は更に拡大、恒常化し、ほとんどのノラ猫は地域の嫌われ者となっています。

「地域猫活動」とは、この全く管理されていないノラ猫を地域の方が管理することにより、ノラ猫のトラブルを少しでも減らしていこうという試みです。そして、その管理されている猫たちを「地域猫」と呼びます。

地域猫活動を知っていますか？

1 ノラ猫問題を解決するには、地域の協力が不可欠です。

ノラ猫は庭に入ってきてふん尿をしたり植栽を荒らすなど、様々な問題を起こしています。

しかしながら、ただノラ猫を敵視し追い払ったり虐待しても問題の本質は解決しません。それどころか、個人での動物の捕獲、虐待は法律違反で処罰の対象になります。

「なぜノラ猫が増えてしまったのか？」「猫の被害を減らすにはどうすればよいのか？」ノラ猫問題を解決するには、地域のみなさんの一人一人が真剣に考え、協力しあうことが必要です。

2 ノラ猫から地域猫へ

ノラ猫問題の解決には、今いるノラ猫の数をこれ以上増やさない努力と、既に存在しているノラ猫の被害、問題を解決する両方からの取組みが重要です。この問題に真剣に取り組み、地域猫活動を行っているボランティアが目黒区内にも多く存在します。

この活動は、ノラ猫の実態を調査し、不妊・去勢手術や健康管理、エサ場を決めての給餌、近辺の清掃等を行っています。

その結果、地域のノラ猫の数が減少し、また、ゴミを漁ったりするなどの「悪さ」が減るなどの効果を上げています。もちろん、地域猫活動が効果を上げるには、地域の方々の協力が不可欠です。

3 地域猫活動に温かい手を

地域猫活動は、単に猫を保護するだけの活動ではありません。地域の問題を解決し、少しでも人と動物が上手に暮らせるまちをつくるための活動です。 _

<7>

ノラ猫のルーツは人間に捨てられてしまった飼い猫です。地域猫活動は、無責任な飼い主の後始末をさせられているとも言えるでしょう。

「猫にエサをあげている = 悪いこと排除」ではなく、「なぜエサをあげているのか？」から話しかけてみましょう。まちの環境をよくするために頑張っている、地域猫ボランティアかも知れません。

4 「かわいそう」でエサを与える行為は大間違い

「近所のかわいそうなノラ猫にエサをあげるの」とか「通勤途中でいつも見かける猫にエサをあげてる」という光景をよく見かけませんか？

一見、良いことをしているようですが、これは大きな間違いです。安易にただエサを与えるだけの行いが、猫の問題を複雑にしています。当然、このような行いは地域猫活動とは呼びません。地域猫活動とは正反対の行いです。

本当に猫のことを考えているのなら、「ただエサだけをばらまく」という行為はできないはずです。

さて、あなたは？

5 外猫は地域猫ではありません

外猫は、特定の飼い主がいますので地域猫とは言えません。外猫については、飼い主が責任を持って管理し屋内飼育に移行しましょう。

ホームレス猫(地域猫)編の制定にあたって

地域猫活動は、殆どはボランティアが行っています。その人数や活動範囲は様々です。

地域猫ボランティアは、虐待されたり、飢えや病気、寒さで惨めに死んでいく不幸な猫をなくすため、ひいては猫にかかわるトラブルを解決するために活動しています。

しかしながら、無責任なエサやりと区別が付きにくいこともあり、周囲から誤解を受けないように、こっそりと活動しているケースが多いようです。

このルールは、地域猫活動を広くみなさんに認知してもらい、多くの協力が得られるよう制定します。

地域猫活動には、しっかりとした責任も求められます。活動を行う人も、応援する人も、また猫の被害で困っている人も、このルールをしっかり理解し、一緒に問題を解決していきましょう。

<8>

目黒区で地域猫活動を行う場合は、このようにするのがルールです。

これは、地域猫活動の基本姿勢を定めたルールです。更に詳しい取り決めについては、目黒区ネコの飼育ルール普及・啓発協議会で検討していく予定です。

1 地域猫活動は、地域住民とホームレス猫とが共に住みよい環境になるよう行います。そのためにも、次のことは最低限習得しましょう。

- (1) 猫の本能・習性について
- (2) 猫の病気、健康管理、不妊・去勢手術の時期などについて

2 地域猫活動が成功するには、周辺住民の理解が不可欠です。まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。

3 エサ場は十分に検討しましょう。

- (1) 私有地など周辺住民の理解を得た上で決め、その場所以外ではエサは与えないようにしましょう。
- (2) エサは、決められた時間に十分な量を与え、食べ終わるのを待ってから回収、清掃を実施し、常に清潔を心がけましょう。
- (3) 置きエサは、絶対にしないようにしましょう。
- (4) 周辺住民の理解が得られる場所に猫用トイレを設置し、そこで排泄を行うよう仕向けましょう。

4 トイレ以外で排泄したふんについても広い範囲を点検し、ふん以外の汚物も併せて積極的に片づけ、周辺地域の環境美化に配慮しましょう。

・周辺住民の理解が得られ、地域猫活動を成功させる秘訣です。

5 適切な時期に猫の不妊・去勢手術を行い、これ以上増えないようにしましょう。

・地域猫活動の要です。

6 猫の病気予防等の健康管理に努めましょう。

・健康できれいな猫は、まちの人気者になるでしょう。

7 世話をする猫の数、識別方法、健康状態などを把握しておきましょう。

- (1) 目印を付け、他の猫との区別を図るようにしましょう。
- (2) ノラ猫、地域猫の状況を周辺住民に知らせ、協力を得られるようにしましょう。

8 代表者の連絡先等を明確にしておきましょう。

・苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

9 可能な場合は、飼い猫として飼育してもらえる新しい飼い主を捜しましょう。

10 活動が継続し、広がっていくような工夫をしましょう。

獣医師から一言...

猫の健康管理

いつもと違った様子はないか、日頃からチェックしましょう。

元気、食欲はあるか。

鳴き声、呼吸の状態はいつもと同じか。

せき、くしゃみをしていないか。

被毛のつやはよいか。サカだったり抜けたりしていないか。

目に輝きはあるか。目やに、耳だれ、鼻水等が出ていないか。

ふんや尿の状態は正常か(色調、下痢、血便、寄生虫の有無等)。

発熱はないか。

このような点をチェックし、異常に気付いたときは早めに獣医師に相談してみましよう。

1 病気と予防

猫を飼い始めたら偏食を避けて、予防できる病気(寄生虫病や、ウイルス性伝染病など)は、駆虫したり、ワクチン接種をして病気から守ってあげましょう。

2 便の検査と駆虫腸内寄生虫によって、下痢、血便、嘔吐、貧血、脱水、栄養障

害になり、時には死亡することもあります。特に仔猫は影響が強く、栄養不良や他の病気にかかりやすくなりますので、定期的排便の検査を受け、必要な駆虫をしましょう。

条虫症は、主にノミから感染するので、ノミ駆除薬などを使って予防することが大切です。

3 予防ワクチン接種

予防できる猫の伝染病には、猫ウイルス性鼻気管炎と猫カリシウイルス感染症、汎白血球減少症(猫伝染性腸炎)、猫白血病ウイルス感染症などがあります。これらは、ワクチン接種で予防することが最良の方法です。

これらは感染しやすく、感染すると、激しい症状を伴って死亡することがあります。混合ワクチンを仔猫のときに年2~3回、その後毎年1回接種することで予防、或いは感染しても症状を軽くすることができます。

4 その他の伝染病

猫免疫不全ウイルス感染症と猫伝染性腹膜炎もウイルス性の伝染病です。しかし残念ながら、この二つの病気のワクチンはありません。多くの場合、感染猫とけんかしたり、接触をすることにより感染しています。(ただし、ヒトには感染しません。)そこで重要なことは、室内飼育を徹底することです。

猫の飼い方 方程式

生後日数	
25 日目	検便・駆虫(第1 回目の虫くだし)
30 日目	・親譲りの免疫がない猫は、この時期に混合ワクチン接種 ・この時期から55 日頃までに離乳を終わらせる (ドライフードを湿らせて与えるのが理想)
40 日目	検便、駆虫、乳菌及び咬合の検査
2 ヶ月前後	・第1 回ワクチン接種 ・検便、乳菌及び咬合の検査
3 ヶ月前後	第2 回ワクチン接種、検便
5 ヶ月目	検便
6 ヶ月目	検便(以降毎年4 回)
7 ヶ月目	歯の検査
10 ヶ月目	健康診断
1 歳	ワクチン追加接種(以降毎年1 回)
7 歳	7 歳以降は食事に良質のタンパク質を混ぜる
7~12 歳	毎年2 回健康診断を受ける
13 歳以上	毎年4 回健康診断を受ける

- ・ ワクチン = 猫ウイルス性鼻気管炎(FVR)、猫カリシウイルス感染症(FCV)、汎白血球減少症(FPL)などの混合ワクチン及び猫白血病ワクチン
- ・ ノミ予防製剤及びノミ取り製品を使用し、ノミの寄生を予防しましょう。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抜粋)

環境省告示第37号

第1 一般原則

家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。

所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第4 共通基準

所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

<12>

生活環境の保全

- (1)所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2)所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

- (1)所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2)家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

第6ねこの飼養及び保管に関する基準

ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。

ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合には、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引取りを求めること。

<13>

ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第9 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

【参考資料】

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋).

東京都動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

法律については、改正があるため資料より除かせていただきました。

この目黒区ネコの飼育ルールは、下記の方々にご協力いただき策定・検討しました。

東京都獣医師会目黒支部

目黒区町会連合会

環境問題ボランティア

横橋 慎一 さん

星野 智子 さん

地域猫活動ボランティア

学大キャットヘルパー

南部 葉子 さん

ニャンとかしろう会

のらねこにゃんにゃんグループ

平成16年10月 初版

平成24年10月 改正